69—02　ＤＴ

補正却下決定不服審判事件の審決例

１．記載例（意匠）

補正２０ＸＸ－５００○○○
審　　決

住所又は居所
請求人　　氏名又は名称
住所又は居所
代理人　　氏名又は名称

意願２０ＹＹ－　　において、令和　年　月　日付けでした手続補正に対してされた補正却下決定不服審判事件について、次のとおり審決する。

結　　論

原決定を取り消す。

理　　由

本願は、令和　年　月　日に出願され、その後、令和　年　月　日付けで手続補正書が提出された。

これに対し、原審は、「この手続補正書における補正図面は、出願当初の願書添付図面のうち○○図の○○部に新たに△△部を表わしたものであり、この補正は出願当初の願書及び願書添付図面の要旨を変更するものであって、意匠法第 17 条の２第１項の規定により却下する。」と決定した。

そして、請求人は「この手続補正書の補正図面による新たに表わした△△部は、

正面図の一部に係る限定されたものであって、この補正は出願当初の願書添付図面の要旨を変更するものでない。」と主張している。

そこで、前記補正図面について、出願当初の願書添付図面の全体との関係において詳細に検討すると、この補正により新たに表された○○図の○○部における△△部は、物品の形状として出願当初の不明確な部分をより明確にし各図略一致するようにしたもので、それはこの意匠の属する分野における通常の知識を有する者が、当然に推定できる範囲内のものと認められ、上記補正は、出願当初の願書及び願書添付図面の要旨を変更するものではない。

したがって、原決定は取り消しを免れない。

よって、結論のとおり審決する。

２．記載例（商標）

補正２０ＸＸ－５００△△△
審　　決

住所又は居所
請求人　　氏名又は名称
住所又は居所
代理人　　氏名又は名称

商願２０ＹＹ－　　において、令和　年　月　日付けでした手続補正に対してされた補正却下決定不服審判事件について、次のとおり審決する。

結　　論

本件審判の請求は、成り立たない。（原決定を取り消す。）

理　　由

本願商標は、「　　」を書してなり、第　類「　　」を指定商品として、令和

年　月　日に出願されたものであるが、その後、令和　年　月付けで「　　」と補正する手続補正書が提出された。

これに対して、原審は『この補正に係る「　　」は願書に添付（記載）の「　　」とその構成態様（指定商品の表示）を異にし、その補正は出願の要旨を変更するものであるから、商標法第16条の２第１項の規定により却下する。』旨の決定をした。

よって按ずるに、出願当初の願書に添付（記載）された商標の構成態様（指定商品の表示）は、前記手続補正書に添付（記載）された構成態様（指定商品の表示）と「　　」において相違する（しない）ものであるから、商標登録出願の要旨を変更するもの（変更するものではない）といわなければならない。

したがって、原審における補正の却下の決定は、妥当なものである（妥当なものではない）から、これを取り消す理由はない。（取り消しを免れない。）

よって、結論のとおり審決する。

（改訂 R5.12）